第３回長野家庭裁判所委員会議事概要

１　日時

平成１６年７月１５日（木）午後１時３０分～午後３時３０分

２　場所

長野家庭裁判所大会議室

３　出席者

（委員）佐藤芳嗣，花岡圭子，向田久美子，柳田幸三[委員長]，山崎啓明，米窪千加代，鷲沢一彦　（５０音順，敬称略）

４　議事

(1)　開会の言葉（総務課長）

(2)　テーマ「家事調停について」の説明（山崎次長）

(3)　調停手続の概要説明（桂木裁判官）

(4)　人事訴訟の説明（桂木裁判官）

(5)　質議

○　統計資料図６の調停委員の職業別人数比で，無職が３３．２パーセントあるが，この中で前職の内訳を知りたい。（佐藤委員）

○　正確なデータは準備していないが，学校の教諭の割合が多い。その他，会社員，専門学校の講師，公務員など多岐にわたっており，なかには裁判所の職員も含まれている。（事務局）

○　統計資料図４の調停審理期間について，２年を越える長期の事件が２パーセントあるが，内容はどんなものか。（米窪委員）

○　長期にわたる事件として，まず遺産分割事件が挙げられる。遺産分割事件は相続人が多数いる場合や遺産が多い場合，紛争が長引くことが多い。又，同事件は乙類調停事件であり，調停で話合いがつかないと審判手続に移る関係で，慎重に話し合いを重ねる結果，審理期間が長くなる傾向があ

るという事情が考えられる。（事務局）

○　調停委員の選考はどのように行われるのか。また，選考の結果，任命されないケースはあるのか。（山崎委員）

○　任命自体は最高裁判所により行われるが，任命上申候補者については，各地方家庭裁判所で調停委員選考委員会を組織し，その中で決定している。具体的な流れは，まず本人から提出された推薦願，経歴書等の書類審査後に各支部で面接を行い，その結果と他の資料を基に，調停委員選考委員会で任命上申の当否を判断することになる。

　なお，調停委員選考委員会で，上申しないと判断することもある。（委員長）

○　調停委員選考委員会は，どのようなメンバーで構成されているのか。（山崎委員）

○　所長を含む幹部職員で構成している。（委員長）

○　書類審査だけで任命上申する人もいるのか。（山崎委員）

○　任命上申する場合には，必ず面接を行っている。（委員長）

○　調停委員の任期は２年だが，２年の任期終了後にどれくらいの人が継続するのか。また，民事調停委員と家事調停委員で別々の候補者を上申するのか。（向田委員）

○　２年の任期終了後，大半の人は７０歳まで更新して務めてもらっている。民事調停委員と家事調停委員は原則として別々に任命上申しているが，併任している場合も若干ある。（事務局）

○　調停委員に対して研修を実施しているということだが，その研修の内容はどんなものか。（山崎委員）

○　新任調停委員については，調停の基本に関する研修を実施している。その他，例えば「ジェンダーの視点を含めた調停の在り方」等，一定のテーマを定めて研修をしている。（事務局）

○　調停制度というものは日本独特の制度なのか。（向田委員）

○　裁判以外での紛争解決のことをＡＤＲ(エー・ディィー・アール）と言うが，調停もこれに当たる。ＡＤＲは各国で様々な形態をとるが，日本の調停制度の場合は，裁判所で裁判以外の合意による解決を斡旋するという点で，諸外国でもあまり例がなく，現在はおそらく日本だけの制度だと思われる。

調停に裁判官が加わるが，裁判をするわけではないので，家事調停では「家事審判官」，民事調停では「調停主任」と呼ばれる。この家事審判官や調停主任と民間の調停委員が加わって構成するところに日本の調停制度の特徴がある。調停制度は８０年の歴史があり，国民生活に定着していると考えられ，日本の国情や国民感情等に合致して支持されたと言えるのではないか。特に家事調停は，家裁の顔のような存在で，実際に紛争解決に占める割合も高い。（委員長）

○　基本的には調停は日本独特であるが，ハワイなどには仲裁制度がある。ただ，日本の調停のような機能を果たしているとは思えないので，日本の調停は優れた制度だと思う。（佐藤委員）

○　ＡＤＲの代表的な制度として「仲裁」という制度があげられる。諸外国には仲裁で紛争を解決してきた歴史がある。この仲裁という制度は，裁判官によらずに仲裁人により解決するという点で調停制度とは異なる。（委員長）

○　人事訴訟が家庭裁判所に移管された関係で，事実の調査を家裁調査官が行うことができるようになったと聞いたが，調停の場面ではどうか。（鷲沢委員）

○　調停の中で家裁調査官が事実を調査をすることは可能である。例えば，家事調停の場面において，誰が親権者となるかという点に関して合意が成立しない場合など，家裁調査官が専門的観点から調査をして解決に導くことは今までも行っていた。人事訴訟についても家庭裁判所に移管されたの

で，家裁調査官の調査ができるようになり，条文上もそのような規定が設けられた。（委員長）

○　調停委員を選考する場合，地域性等も考えているか。（米窪委員）

○　長野は本庁と６支部及び４つの独立簡易裁判所があるが，各地区ごとに調停委員を選考している。（事務局）

○　各支部の管轄下で調停委員の適任者がいる場合，どういう形で推薦するのか。（佐藤委員）

○　各支部で，調停委員がどの程度不足して，どこに適任者がいるのか検討し，面接も支部で行う。支部の意見を十分反映させて選考している。（委員長）

○　今回のテーマは引き続き討議されると思われるので，今後の進行について申し上げたい。

家事調停は家庭裁判所にとって重要なので，家事調停を充実させることが重要だ。先程の裁判所からの統計説明を受けて，ある程度調停制度について知識を持ったが，今後は現在の調停の問題点を具体的に検討した方がよい。

そこで，まず第１に，調停委員に適任者を確保するというテーマについて，組織的，継続的に適任者をどう選任するかということが問題となる。

第２に，適任者を得たとして，研修をしっかりやるのが重要となる。例えば，児童虐待等の新しい問題については，単に経験があるだけでは調停を実施することは困難である。また，破産，強制執行等についても法改正が目まぐるしく行われているが，法改正の基本的な部分をきちんと調停委員に知ってもらうためにも研修が必要だ。

第３に，利用者の側から見た場合に，現在の調停制度にどんな問題があるかを検討する必要がある。

なお，専門家を確保しなければならない調停も多い。遺産分割で法律解

釈が問題となったら弁護士，所得税が問題になったら税理士等専門性を必要とする調停には専門知識を有する人を１人加えるということも考える必要がある。調停委員会が各地にあると思うが，実際に調停委員をやっている人に，現在の調停の在り方や進め方，改善点を出してもらうのも有益だと思う。

以上３点を今後検討したらどうか。（佐藤委員）

○　佐藤委員が最初に挙げた，調停委員の人材をいかに確保するかという点について，長野の場合には，大変苦心している。最近では，団体に推薦をお願いして，ある程度成果が出ているが，大規模庁のようには行かない。この点について，皆さんの知恵を拝借したい。

研修の問題も非常に重要だと思うが，一度に議論するのも大変なので，取り上げ易いものから取り上げて行きたい。（委員長）

○　私は心理学を専攻しているが，不登校をサポートするボランティア等の必要を痛感している。人の意見を聞いて適切に対応することは大変なことだと思うが，これを実践している裁判所の調停委員について，一定の水準を確保する秘訣があればお聞きしたい。（向田委員）

○　調停委員としてどういうことに注意するかはなかなか難しいが，調停の場で人の話を聞いて理解して，法律の考えも参考にしながら当事者が受け入れることができる譲歩案を提示する能力は，実社会の中では訓練する機会はあまりないと思う。調停委員になってから，研修や実践の経験の中で身につける事柄だと思う。また，裁判官も調停に加わるが，民事や家事の訴訟を処理する能力とは違う面があると思う。いずれにしても，明快な答えは難しいと思う。（委員長）

○　ＤＶ(ドメスティック・バイオレンス）の関係で家庭裁判所に係った事件についてのデータはないか。また，調停で取り上げたケースはあるか。（米窪委員）

○　家事調停においては，離婚原因として，ＤＶが取り上げられることが多いが，統計上分かる範囲で，次回ご紹介したい。（事務局）

○　次回は，今回のテーマを引き続き討議することとし，取り上げやすい部分から取り上げて資料を準備する。

(6) 裁判員制度の説明（太田首席）

5　次回期日

事後調整の結果，平成１６年１１月３０日（火）午後1時３０分に決定